

広島県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十九号

広島県温泉法施行細則の一部を改正する規則

広島県温泉法施行細則（昭和二十五年広島県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第六号中

「ゆうせき湧出量」を「ゆうせき湧出量」に改める。

別記様式第七号中

掘削許可年月番号 及び自然ゆう出の別	平成	年	月	日	第	号	
増掘又は動力装置の目的							
温泉ゆう出地							
動力装置の設置場所				GL±			m
付近の状況							
温泉の現在の状況	ゆう出量	0/分	温度	℃	掘削口径	mm	
	深さ	m	成分				

を

掘削許可年月番号 及び自然湧出の別	平成	年	月	日	第	号	
増掘又は動力装置の目的							
温泉湧出地							
動力装置の設置場所				GL±			m
付近の状況							
温泉の現在の状況	湧出量	0/分	温度	℃	掘削口径	mm	
	深さ	m	成分				

に改

める。

別記様式第八号中

温泉ゆう出地	
温泉名	
温泉の現在の状況	ゆう出量
	0/分
	温度
	℃

を

温泉湧出地	
温泉名	
温泉の現在の状況	湧出量
	0/分
	温度
	℃

に改

ぬる。

別記様式第十四号中

掘削許可年月日
及び番号
(又は自然ゆう出の別)

を

掘削許可年月日
及び番号
(又は自然湧出の別)

別記様式第十六号中

「温泉採取許可を受けた者に
あつては、温泉のゆう出路の
埋戻しの状況

を

「温泉採取許可を受けた者に
あつては、温泉の湧出路の
埋戻しの状況

に改め、同様式注

「中「ゆう出路」を「湧出路」に改ぬる。

別記様式第十七号中「温泉ゆう出地」を「温泉湧出地」に改ぬる。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月三十日から施行する。